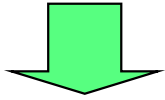


# 静岡県行政手続条例等の改正について

## 1 改正の経緯

### 公示送達デジタル化

行政手続法で定める聴聞の通知の方式（公示送達※）について、デジタル技術（インターネットによる公表）を活用して行うことが可能となった。（利便性の向上）



※公示送達：行政機関が私人に通知等を行うにあたり、その者の所在が不明である場合等に、一定期間、掲示（公示）する制度

デジタル規制改革推進法の改正に伴い、**行政手続法が改正される。**

⇒**法律の改正に併せ、行政手続条例等についても必要な改正を行う。**

## 2 法律と条例の関係（改正概要、改正理由）

### 行政手続法・行政手続条例

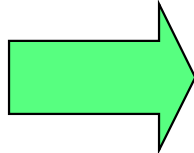
【改正概要】→不利益処分の名宛人の所在が不明な場合の聴聞の通知の方式

《現行制度》

掲示場での  
書面の掲示



利用者の利便性、デジタルデバイドの配慮の観点から、現地での掲示も維持



《改正後》

「静岡県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則」で定める方法  
（インターネットによる公表を想定）



掲示場での書面の掲示



又は



事務所に設置したPC画面での掲示

【法律と条例の関係（条例の改正理由）】

- ・ 地方公共団体が実施する処分（根拠となる規定が条例又は規則に置かれているもの）及び行政指導等については行政手続法の適用が除外される。
- ・ 行政手続法は、**適用が除外されている処分及び行政指導について、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために必要な措置を講ずるよう求めているため、条例を改正。**

## 3 改正スケジュール

令和7年11月25日～12月19日   パブリックコメントの実施  
令和8年2月中旬～3月中旬   県議会定例会への条例案の提案